

国立大学法人筑波技術大学における出席停止（学校保健安全法に基づく）要項

（令和 2 年 3 月 1 9 日）
学 長 決 定
最終改正 令和 5 年 5 月 2 4 日

（趣旨）

- 1 この要項は、筑波技術大学の学部又は大学院研究科の学生が、感染症に罹患した際の出席停止に関する取扱いについて定める。

（出席停止の事由及び期間）

- 2 学生が、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号、以下「施行規則」という）第 18 条に定める感染症に罹患したと医師に診断された場合は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づき、出席停止とする。

出席停止の期間は、施行規則第 19 条に定める基準に基づき、別表のとおりとする。

（手続）

- 3 学生は、医療機関において診察を受け、罹患が判明した場合、速やかにクラス担当教員、アカデミック・アドバイザー教員（研究科にあっては指導教員）及び事務局（学部にあつては学生係、研究科にあっては各専攻の教務事務担当）、保健管理センターへ連絡（電話、メール等の手段による）を行う。

治癒した後、当該学生は、以下の手続を経てから授業に出席する。

下記 2 点の書類を事務局（学部にあつては教務係、研究科にあつては各専攻の教務事務担当）に提出する

- ・ 感染症届出書（別記様式）
- ・ 医療機関を受診したことが分かる書類（学生の氏名が記載された診断書、学生の氏名及び検査日が記載された検査結果用紙など）、又は学生の氏名及び検査日を直接記入した抗原検査キット・学生証・撮影日時がわかるもの（スマートフォンの画面等）を映した写真

なお、本学から別途指示したときは、当該学生は、出席停止及びその解除に必要な情報を、本学が指定する方法により提供する。

感染症届出書の提出を受けた事務局は、当該学生が出席停止となった期間に出席できなかった授業科目の担当教員に対し、その旨を通知する。

（出席停止期間中の学修の補充支援）

- 4 前項の規定により通知を受けた授業担当教員は、当該学生に対し、課題作成などの方策により出席停止期間の学修を補充する支援を行い、当該学生が履修上不利とならないように配慮するものとする。

（長期出席停止の場合の取扱い）

- 5 出席停止により授業に出席できない期間が、おおむね 4 授業回を超える長期にわたる場合、

長期療養の必要性が明記された診断書に基づき、当該学生の所属学部又は研究科の関係教職員で協議のうえ、その取扱いを決定する。

(本要項の改廃)

6 本要項の改廃は、教務委員会（専ら大学院に関する事項は研究科運営委員会）の議を経て、学長が行う。

附記

本要項は、令和2年4月1日から実施する。

附記

本要項は、令和5年5月24日から実施し、令和5年5月8日から適用する。

別表（第2項関係）

施行規則第18条及び学校保健安全法第19条の規定は、当該学生の罹患等時期に合わせ最新の規定を参照することを要する。

種別	感染症の種類	出席停止の期間	
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る），中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る），特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう），感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に定める新型インフルエンザ等感染症，同法同条第8項に定める指定感染症，同法同条第9項に定める新感染症	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ（第1種に定める特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで	病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは，左記の限りでない
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）のコロナウイルスであるものに限る）	発症した後5日を経過し，かつ，症状が軽快した後1日を経過するまで（※1） （症状が軽快しない場合は，クラス担当教員・授業担当教員と相談する）	
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで		
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎その他の感染症（※2）	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	

※1 出席停止解除後，発症した後10日を経過するまでは，不織布マスクの着用を推奨する。

※2 「その他の感染症」とは，本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症であって，保健管理センター長の意見に基づき，学長が決定し公示したものとする。